

第 4 7 号議案

亀岡市税条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 3 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 8 条に次の 1 号及び 1 項を加える。

- (3) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行に参加する児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者
- 2 前項第 3 号の規定により入湯税の課税免除を受けようとする学校の長は、第 1 2 1 条の特別徴収義務者を經由して、修学旅行に係る宿泊施設名、宿泊日、対象者数等を記載した証明書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市税条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 観光振興及びにぎわい創出を図るため、学校教育上の修学旅行に参加する児童、生徒等の入湯税について、課税免除を行うこと。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。